

随意契約理由書

神戸市

件名	西区文化センター大ホール袖幕他更新業務
契約業者名	株式会社三精工事サービス
随意契約の理由	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 本業務は、西区文化センター大ホールに設置されている袖幕（幕地・レール・ランナー）及びバック幕（幕地）の更新を行うものである。 更新対象である袖幕は舞台機構設備の一部として使用されており、幕地の更新のみならず、既設レール及びランナーの撤去・更新並びに試験調整を実施する必要がある。なお、本業務では既設曲線レールを直線レールに変更するため、既設設備との整合を図りながら施工を行う必要がある。 また、本業務は幕地の製作及び取替だけでなく、既設舞台機構設備との取り合いを考慮した採寸、取付、調整及び動作確認を含むものであり、既設設備の構造、性能及び運転状況を十分に把握したうえで施工する必要がある。 三精工事サービス株式会社は、本施設の舞台機構設備の保守点検及び修繕業務を継続して受託しており、設備の構造、保守履歴、使用状況及び過去の不具合履歴を熟知している。また、本施設の舞台設備に関する専門的な知識及び技術を有しており、更新工事に伴う取付及び調整を安全かつ確実に実施することが可能である。本業務は、既設舞台設備の一部を更新したうえで設備全体の調整を行うものであり、施工後においても舞台設備全体としての安全性及び機能を確保する必要がある。そのため、本業務の履行に必要な知識、技術及び既設設備の情報を有し、施工後においても設備全体の性能を保証できる者は三精工事サービス株式会社以外にない。よって、上記契約の相手方と随意契約を締結するものである。	
担当部署 (問合せ先)	文化スポーツ局文化交流課（078-322-6495）